

公害健康被害補償法等の施行について

三一〇

ア 第一種地域に係る指定疾病についての認定

申請の時に第一種地域の区域内に住所を有しており、又はごすことが常態である者が、曝露要件（法第四条第一項各号に定める第一種地域の区域内に住所を有した期間及び一日のうち八時間以上を第一種地域の区域内で過ごすことが常態であつた期間をいう。）を満たしており、当該第一種地域に係る指定疾病にかかるいると認められる場合に、その者の疾病が当該第一種地域に係る大気の汚染の影響によるものである旨の認定を行うこと。

なお、申請の時に住所等を有していなかつた場合には、前記の要件が満たされていても対象とはならないものであることを。

イ 第二種地域に係る指定疾病についての認定

申請者が当該第二種地域に係る大気の汚染又は水質の汚濁の影響により当該第二種地域に係る指定疾病にかかるといふと認められる場合に、その者の疾病が当該第二種地域に係る大気の汚染又は水質の汚濁の影響によるものである者の認定を行うものであること。

なお、本制度の対象者であるか、又は労働者災害補償保険制度の対象者であるかについては、その者の生活歴、職業歴等を十分調査して慎重に判断されたいこと。

(2) 認定の申請

第一 認定等

(1) 認定の仕組み

法第四条第一項又は第二項の認定（以下「認定」という。）は、指定疾病にかかると認められる者の申請に基づき、公害健康被害認定審査会（以下「認定審査会」という。）の意見をきいて行うものであるが、その基本方針は次のとおりであること。

〔昭和四十九年九月二十八日 環保企第一〇九号
長通知 各都道府県知事・各政令市市長宛 環境庁企画調整局〕

○公害健康被害補償法等の施行について

公害健康被害補償法等の施行について

三一八

まることとなるので、本制度の補償給付を支給しようとするとときは、健康保険等の規定により本制度の補償給付に相当する給付等を受けていたかどうかを確認した上で支給されたいこと。

(2) 補償給付を受け、又は受けようとする者は、健康保険法等の規定により、同一の事由についてその受け、又は受けようとする補償給付に相当する給付等が支給される場合にあつては、その法令の名称及び給付等の種類並びに既に支給を受けたものがあるときはその支給を受けた額を、届け出なければならないものであること（規則第十五条）。

第三 療養の給付及び療養費

1 療養の給付

(1) 療養の給付を受けようとする者は、その選定する公害医療機関に公害医療手帳を提示して、当該医療機関から受けるものであるが、旧法の認定患者であつて、法の被認定者となつた者については、法に基づく公害医療手帳が交付されるまでの間、旧法により交付された公害医療手帳をもつて療養の給付を受けることとなるので、この旨を被認定者及び地元医師会等の関係方面に十分周知させるよう配意されたいこと。

(2) 被認定者は、公害医療手帳を提示すれば、認定を受けた都道府県知事等の統轄する都道府県又は市以外に所在する公害医療機関においても、療養の給付を受けることができるものであること。

(3) 公害医療機関とならない旨の届出は、届書により都道府県知事（法第四条第三項の政令で定める市にあつては当該市の長）に対して行うものであること。

(4) 公害医療機関の診療報酬の審査支払事務は、都道府県等が行うものであり、社会保険診療報酬支払基金に委託する（旧法の場合）ことはできないものであること。具体的には都道府県等に診療報酬審査委員会を設けて実施されたいこと。
なお支払は当月中に行うよう特段の配慮をされたいこと。

2 療養費

(1) 療養費は、次の場合に支給すること。

ア 災害等により公害医療機関において療養の給付を行ふことができなかつたり、急な発作等により公害医療機関以外の病院等で療養を受けざるを得なくなつたとき等、療養の給付を行ふことが困難であると認めるとき、又は被認定者が緊急その他やむを得ない理由により公害医療機関以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、その必要があると認めるとき。

イ 旅行中急な発作が起きたが公害医療手帳を所持していないかつたとき等、被認定者が公害医療手帳を提示しないで公害医療機関から診療又は薬剤の支給を受けた場合において、公害医療手帳を提示しなかつたことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるとき。